

兵庫県公報

令和5年9月6日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

ページ

- 令和5年4月23日執行明石市長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

令和5年4月23日執行明石市長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和5年4月23日執行明石市長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和5年9月6日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人

神戸市兵庫区駅南通5-2-11-1407

中 川 暢 三

上記審査申立人(以下「申立人」といいます。)が令和5年6月28日付けで提起した同年4月23日執行の明石市長選挙(以下「本件選挙」といいます。)における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての経緯

- 申立人は、本件選挙における候補者です。
- 申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、令和5年4月27日付けで明石市選挙管理委員会(以下「市選管」といいます。)に対し異議を申し出ました。
- 市選管は、令和5年6月9日付けで異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」といいます。)をしました。
- 申立人は、これを不服として、令和5年6月28日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力を無効とする旨の裁決を求め、本件審査を申し立てました。

2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由を要約すると次のとおりです。

(1) 審査申立ての理由 1

本件選挙の当選人丸谷聡子氏(以下「丸谷候補」といいます。)を応援した当時の明石市長である泉房穂氏(以下「泉前市長」といいます。)の行為は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」といいます。)第136条の2(公務員等の地位利用)に抵触します。

また、本件選挙の期間中、泉前市長や丸谷候補らが、JR明石駅南口や北口の広場を終日独占し、入れ替わり立ち替わりしながら街頭活動を行い、申立人らの選挙活動を意図的に妨げ、その機会を奪いました。

(2) 審査申立ての理由 2

本件選挙の期間中、丸谷候補の確認団体である「明石市民の会」や、候補者林健太氏(以下「林候補」

といえます。)の確認団体である「Next明石」がビラを大量かつ広範に頒布し、ポスターを市内各所に掲示しましたが、それらのビラ、ポスターには、丸谷候補や林候補の顔や上半身を白色で塗りつぶした写真が掲載されていました。

当該ビラ、ポスターについては、丸谷候補、林候補を容易に類推することができ、実質的な選挙運動が行われているに等しいといえますが、こうした確認団体による確信犯的な脱法行為を、市選管は適切に指導しませんでした。

(3) 審査申立ての理由 3

市選管には、各候補者の選挙運動等に違法行為を発見したり、通報を受けた場合、事実を確認した上で、各候補者に警告したり、捜査当局に告発する義務があります。

また、公選法は、候補者本人の選挙運動を大幅に規制する一方、確認団体による実質的な選挙運動は広範かつほぼ無制限に認めているという問題があります。市選管には、選挙事務の現場での諸課題や公選法の問題点などを国民等に対して発信し、制度改正も含め、より実りの多い選挙にする使命があります。

(4) 審査申立ての理由 4

本件選挙は、明石市自治基本条例（平成22年明石市条例第3号）が定める市政の基本方針や達成状況の報告、明石市議会基本条例（平成25年明石市条例第47号）が定める議会報告会の開催が、市民に対してなされないまま執行されており、無効です。

(5) 審査申立ての理由 5

市選管が発行した選挙公報には、具体的な政策・政見を記載するためのスペースが少ないという問題があります。

印刷枚数についても、明石市の有権者数の半数強に過ぎず、新聞折込やポスティングにより各世帯に直接届けられた部数は明石市の全世帯数の6割弱、明石市の有権者数の約3割でしかありません。

また、公共施設等へ備え置かれた選挙公報は全印刷枚数の4割強であり、実際に何枚が有権者の手に渡ったか、市選管は把握していません。

さらに、新聞折込されたのは、期日前投票が始まってから4日目であり、ポスティングが完了したのは同5日目でした。

(6) 審査申立ての理由 6

選挙公報は、資金力や組織力の差に影響されない選挙ツールであり、その内容の充実、配布枚数の拡大、配布方法の改善等は社会的な要請といえます。

しかし、市選管は毎回の選挙で同じことを繰り返しており、怠慢・不作為・瑕疵^{かし}があります。

(7) 審査申立ての理由 7

公選法が定める選挙葉書の宛名書き、選挙ビラへの証紙貼り作業などは、申立人のような純然たる無所属の候補者に相当な負担を強いるものです。政党等に所属し、組織力や資金力がある候補者が有利に戦える仕組みを認めている公選法は、法の下での平等を定めた憲法に違反しており、それに基づき執行される選挙の有効性には疑義があります。

(8) 審査申立ての理由 8

選挙供託金の制度はほとんどの国で廃止されているほか、いまだ制度が残っている国と比べても日本の供託金は異常に高額であり、法の下での平等に反しています。

また、得票数の多寡によって公費助成が受けられるかどうかが変わる現行の公費助成制度は改められるべきです。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、市選管から原決定の理由となる事実を証する書類（以下「関係書類等」といいます。）の提出を受け、慎重に審理を行いました。

なお、本件審査の申立てにおいて、申立人は、申立ての趣旨に、公選法第202条第2項及び第206条第2項の規定により審査を申立てる旨を記載し、申立ての理由においては、本件選挙の効力に関する理由と当選人の当選の効力に関する理由を区別せずに一体として主張しています。

そのため、当委員会は、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、さらに当選の効力について判断することとしました。その結果は、次のとおりです。

1 選挙無効について

(1) 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により「選挙

の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされています。

このうち、「選挙の規定に違反すること」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされています。

(2) 「選挙の規定に違反すること」についての判断

ア 審査申立ての理由1について

申立人は、丸谷候補を応援した泉前市長の行為が、公選法第136条の2に規定する公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に違反すると主張しますが、公選法上の罰則規定違反の行為についての認定・判断は、もっぱら刑事訴追とその結果に委ねられているものであり、選挙無効の原因となる選挙の管理執行上の手續に関する規定違反には該当しません。

また、仮にそのような行為があったとしても、そのために選挙人の自由な判断を阻害し、選挙の自由公正の原則が著しく害されたような特段の事情が生じたと認めるに足りる事実や証拠が申立人から示されておらず、申立人の主張は採用できません。

イ 審査申立ての理由2について

確認団体が掲示し又は頒布する文書図画には、公選法第201条の13の規定により、候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできませんが、候補者の写真を塗りつぶした、いわゆるシルエットについては、一般的に直ちに氏名が類推される事項に当たるとは解されていません。

よって、候補者のシルエットが記載されたビラやポスターに関し、市選管が指導しなかったことについて、市選管には瑕疵はなく、申立人の主張は採用できません。

ウ 審査申立ての理由3について

申立人は、市選管が候補者の違法行為の事実を確認した上で、候補者に警告したり、捜査当局に告発する義務があると主張します。

しかし、選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第186条に定める選挙に関する事務を管理する行政機関であり、選挙違反に関する具体的案件について、当該行為が違反であるか否かの審査判断を行う権限はなく、公選法第7条において、選挙の取締を行う機関は検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官であるとされています。

その他、申立人は公選法が規定する内容について縷々主張しますが、いずれも選挙無効の原因となる選挙の管理執行上の手續に関する規定違反には該当せず、申立人の主張には理由がありません。

エ 審査申立ての理由4について

申立人は、明石市自治基本条例や明石市議会基本条例が規定する報告等がなされないまま本件選挙が執行されたと主張しますが、これらは選挙の管理執行上の明文の規定に関するものではなく、申立人の主張には理由がありません。

オ 審査申立ての理由5及び6について

当委員会が市選管から提出を受けた関係書類等によれば、本件選挙における選挙公報は、明石市選挙公報発行条例（昭和42年明石市条例第1号）及び明石市公職選挙執行規程（昭和50年明石市選挙管理委員会規程第1号）に基づき136,000部が作成されていますが、これは令和5年4月1日時点の明石市の世帯数（136,509世帯）とほぼ同数です。

選挙公報の配布については、明石市選挙公報発行条例に基づき、選挙の期日前2日までに当たる令和5年4月21日までに、シルバー人材センターを通じたポスティングや新聞折込が行われているほか、市

役所、期日前投票所、市内の公共施設等への備え置き等の補完措置も講じられています。

また、申立人は、本件選挙の選挙公報には、具体的な政策・政見を記載するためのスペースが少ないとも主張しますが、明石市公職選挙執行規程第59条において「選挙公報の様式は、委員会が選挙のつど定める」と規定されており、当該規定に基づき、本件選挙においては縦127mm、横162mmの大きさで原稿を作成することとされています。そして、実際に発行された選挙公報もその大きさであったことから、選挙無効の原因となる選挙の管理執行上の手続きに関する規定違反には該当せず、申立人の主張には理由がありません。

なお、申立人は、選挙公報の内容の充実、配布枚数の拡大、配布方法の改善等は社会的な要請であり、それを改善しない市選管に怠慢・不作為・瑕疵があると主張しますが、本件選挙における選挙公報は、前述したとおり、明石市選挙公報発行条例及び明石市公職選挙執行規程に基づき、適正に作成され、配布が行われているため、申立人の主張は採用できません。

カ 審査申立ての理由7及び8について

申立人は、組織力や資金力がある候補者が有利に戦える仕組みを認めている公選法や現行の選挙供託金制度が、法の下での平等を定めた憲法に違反すると、選挙制度そのものに対する独自の主張を行っていますが、選挙無効の原因となる選挙の管理執行上の手続きに関する規定違反に該当しないことから、申立人の主張には理由がありません。

以上により、申立人の主張はいずれも「選挙の規定に違反すること」に該当せず、本件選挙が無効であるとは認められません。

2 当選無効について

(1) 当選無効の判断基準

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しないと判断したので、次に選挙が有効に行われたことを前提に、当選の効力について判断します。

およそ当選の効力に関する争訟において、当選が無効とされるのは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う争訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当」（東京高等裁判所昭和28年2月17日判決）とされています。

(2) 「当選無効原因となり得べき違法事由に該当すること」についての判断

このように、当選の効力に関する争訟における当選無効原因は、当選人決定についての違法事由のみに限られているところ、申立人の主張はそのいずれにも該当しないことが明らかであり、本件選挙における当選人の当選が無効であるとは認められません。

3 まとめ

以上のとおり、申立人が主張する選挙無効及び当選無効の審査申立ては、いずれも理由がありません。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年9月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

教示

公選法第203条及び第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。